

都留市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 12 号

都留市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都留市水道事業給水条例(平成 10 年都留市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 20 条第 2 項中「管理者の注意」を「管理及び注意」に改める。

第 34 条の見出し中「軽減又は免除」を「減免」に改め、同条中「軽減し」を「減額し」に改める。

第 36 条第 2 項ただし書及び第 39 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。